

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

(1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は企業倫理および経営理念に基づき、企業価値の最大化に向けて、すべてのステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的に成長し、発展していくことをめざします。このため、迅速で効率が良く、健全かつ公正で透明性の高い経営の実現をめざしてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【原則1-2. 株主総会における権利行使】

補充原則1-2(4)

当社は海外投資家の比率が低いため、業務・効率面から、議決権行使の電子化や招集通知の英訳を実施しておりません。今後、株主構成比率の変化に留意し、必要に応じた環境整備を継続的に検討してまいります。

補充原則1-2(5)

当社は、株主総会における議決権は株主名簿上に記録されている者が有しているとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会へ出席し、議決権の行使や質問を行なうことは原則認めていません。ただし、具体的に株主名簿上の株主を通じて、株主総会への出席の申し出があった場合は、対応を検討いたします。

【原則3-1. 情報開示の充実】

補充原則3-1(2)

当社は海外投資家の比率が低いため、英語での情報開示は業務・効率面から実施しておりません。今後必要となった場合には、英語での情報開示の検討を進めます。

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(3)

最高経営責任者等の後継者の計画について、取締役会として特段の監督は実施しておりませんが、取締役会等で経営方針や具体的な経営戦略などについて建設的な議論を重ね、その過程の中で総合的な観点から最高経営責任者等の後継者を選任していくことといたします。

【原則4-2. 取締役会の役割・責務(2)】

補充原則4-2(1)

業務執行取締役の報酬は月額報酬である基本報酬および業績連動報酬により構成されております。基本報酬は役位ごとの役割の大きさや責任範囲に応じて支給しており、業績連動報酬は短期および中期の会社業績を勘案して支給することとしております。

なお当社は、自社株報酬は導入しておりませんが、持続的な成長に向けた取締役のインセンティブのあり方については、今後も総合的に検討してまいります。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

補充原則4-8(2)

当社は監査等委員会設置会社へ移行しましたが、「筆頭独立取締役」の選任は行わずに、監査等委員会と社外取締役の情報交換を定期的に行なうことで連携を図り、共同で経営陣との連絡・調整を行なっております。

【原則4-10. 任意の仕組みの活用】及び補充原則4-10(1)

当社は監査等委員会設置会社であり、任意の諮問委員会を設置しておりませんが、取締役の指名や報酬等については、独立社外取締役3名を含んだ取締役会で十分な議論を行なったうえで決議を行なっており、独立社外取締役の適切な関与と助言を得ております。当社の企業規模等に鑑み、現状の体制が適切であると判断しております。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(3)

取締役会全体の実効性の分析・評価およびその開示については、今後の検討課題といたします。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4. いわゆる政策保有株式】

政策保有株式については、円滑な取引関係の維持・強化や、金融機関との安定かつ継続した関係強化等、事業活動を円滑に進めるために保有しております。また、主要な政策保有株式については担当取締役が保有の意義や合理性の検証を適宜行い、必要に応じて取締役会に報告しております。

同株式に係る議決権行使については、その議案が発行会社の健全な経営に役立ち、中長期的な企業価値向上に期待できるか等、総合的に判断したうえで、適切に議決権行使を行ないます。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社が当社取締役と取引を行なう場合には、取締役会にて決議を要することとしており、その実績は有価証券報告書に開示しております。取締役には年1回関連当事者取引に関する調査を実施し、チェックを行なっております。

また、当社が主要株主と取引を行なう場合には、取引の重要性の高いものについては、取締役会にて決議を行うことと定めております。

【原則3-1. 情報開示の充実】

1. 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は経営理念、企業スローガン、および中期経営計画については当社ホームページにて開示しております。
(http://www.morozoff.co.jp/company_ir/index.html)

2. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

経営理念のもと、企業価値の最大化に向けて、すべてのステークホルダーと良好な関係を築き、長期安定的に成長し、発展していくことを目指します。

このため、迅速で効率が良く、健全かつ公正で透明性の高い経営の実現を目指して、経営体制および内部統制システムを整備・運用し、必要な施策を実施するとともに、説明責任を果たしてまいります。

3. 経営陣幹部・取締役の報酬決定

株主総会で議決された報酬限度額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く)については取締役会による協議により、また監査等委員である取締役は監査等委員会の協議により決定しております。業務執行取締役の報酬は月額報酬である基本報酬および業績連動報酬により構成されています。基本報酬は役位ごとの役割の大きさや責任範囲に応じて支給しており、業績連動報酬は短期および中期の会社業績を勘案して支給することとしております。なお、非業務執行取締役については独立性確保の観点から基本報酬のみとしております。

4. 経営陣幹部選任、取締役・監査役候補指名

社内取締役候補者(監査等委員である取締役を除く)の選任につきましては、責任感や統率力、知識や経験、人格・識見等、を総合的な観点から判断しております。

社外取締役、監査等委員である取締役候補者の選任につきましては、経営者としての経験や、各分野での専門性、当社事業や企業経営の知識などを勘案し、総合的な観点より選任しております。

その手続きは、代表取締役が推薦のうえ、取締役会で選任議案について決議を行なっております。

今後は監査等委員会設置会社へ移行したことから、取締役については代表取締役が推薦し、監査等委員会の意見を踏まえて、取締役会で選任議案を決議していくことといたします。また、監査等委員である取締役については、代表取締役が推薦し、監査等委員会の同意を得て、取締役会で選任議案を決議していくことといたします。

5. 個々の選任・指名についての説明

取締役の略歴および選任理由につきましては、株主総会参考書類に記載しております。

(http://www.morozoff.co.jp/company_ir/ir_event.html)

【原則4-1. 取締役会の役割・責務(1)】

補充原則4-1(1)

当社の取締役会では「取締役会規定」を定め、定款および法令に定めるもののほか、重要な業務に関する事項について決議を行なうこととしております。それに基づき「職務権限規定」を定め、経営陣が執行できる範囲を明確にしております。

【原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用】

当社では経営者としての経験や、会計、税務等の専門性の高い独立社外取締役を3名選任しております。

また、現時点においては独立社外取締役が3分の1となっていますが、業績・規模・事業内容等を勘案して、3分の1以上を維持する必要はないと考えております。

【原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

社外取締役の選任にあたっては、会社法上の要件に加え、経営者としての経験や、「会計」「法律」「税務」等の専門性等を勘案し、知識・経験・能力のバランスに配慮しつつ選任しております。

また、上場証券取引所の定める独立役員の資格を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立取締役に指定しています。

【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

補充原則4-11(1)

当社の取締役会は、営業・生産・商品企画・管理の各分野に精通し、その知識・経験・能力を十分に有する社内取締役と、高い識見や知識、経営者としての豊富な経験等を有する独立社外取締役など、多様でバランスのとれたメンバーで構成すべきと考えております。

その規模は、定款で定める範囲内で、経営課題や環境変化に応じた適切な人員と考えております。

補充原則4-11(2)

事業報告および株主総会参考書類において、取締役の他の上場企業を含む重要な兼職を開示しております。

(http://www.morozoff.co.jp/company_ir/ir_event.html)

【原則4-14. 取締役・監査役のトレーニング】

補充原則4-14(2)

新任取締役には期待される役割・責務を適切に果たすために、新任取締役向けの外部セミナーを受講させ、その役割・責務に係わる理解を深めさせております。また、社外取締役を迎えるにあたっては、当社の事業・財務・組織等に関する必要な知識を習得できるように情報の提供を行っております。取締役就任後は、知識や見識の更新の機会として、様々な情報の提供や、セミナー・研修への参加などを推奨し、その際の費用負担については会社に請求できることとしております。

【原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針】

当社ではIR担当取締役を統括責任者とし、IR担当の人事総務部が関係各部と連携してIR活動を行なっております。対話の手段としては、株主総会での株主の皆様との対話は最も重要であると位置づけるとともに、大株主との個別面談、投資家等からの取材やミーティング等に対しても、積極的に対応しております。

対話において把握した株主の意見などは必要に応じて、取締役にフィードバックし、情報の共有と活用を図っています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
(株)みずほ銀行	1,584,493	4.32
モロゾフ従業員持株会	1,085,150	2.96
三菱UFJ信託銀行(株)	1,077,000	2.94
山陽電気鉄道(株)	1,069,000	2.91

あいおいニッセイ同和損害保険(株)	886,381	2.42
(株)みなと銀行	883,000	2.41
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	712,000	1.94
則岡 迪子	639,524	1.74
(株)三井住友銀行	600,000	1.64
日本生命保険(相)	558,059	1.52

支配株主(親会社を除く)の有無	――
親会社の有無	なし

補足説明

――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	1 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
南部真知子	他の会社の出身者								○			
佐藤徹	他の会社の出身者								△			
高橋純子	他の会社の出身者								○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
南部真知子		○	南部真知子氏は当社の取引先である（株）神戸クルーザーの会長であり、その取引額は年間300万円程度です。	南部真知子氏は当社の取引先である（株）神戸クルーザーの会長であります。当社と（株）神戸クルーザーとは当社の意思決定に影響を与える取引関係はありません。従って、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
佐藤徹	○	○	——	佐藤徹氏は当社の取引銀行である（株）みずほ銀行の業務執行者でありましたが、平成13年3月に（株）トータル保険サービスに転籍し、平成23年4月に当社の社外監査役に就任いたしました。当社と（株）みずほ銀行および（株）トータル保険サービスとは当社の意思決定に影響を与える取引関係はありません。従って、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定いたしました。

高橋純子	○	○	当社は高橋純子氏と顧問税理士契約を結んでおり、その報酬額は年間450万円程度です。	当社は高橋純子氏と顧問税理士契約を結んでおりますが、その報酬は多額の金銭その他の財産に該当するものではなく、当社の意思決定に影響を与える取引関係はありません。従って、一般株主と利益相反の生じるおそれはないものと判断し、独立役員に指定いたしました。
------	---	---	---	---

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし
----------------------------	----

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部監査部門との連携により監査等を実施していることから、監査等委員会の職務を補助すべき使用人は配置しておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は監査等委員3名(社内取締役(常勤)1名と社外取締役2名)の構成となっており、原則月1回の監査等委員会を開催するほか、自らの計画に基づき定期的に各部門において監査を実施するとともに、経営の重要会議に出席しております。監査等委員は会計監査人と定期的に会合を持ち、報告を受けて意見交換するとともに、会計監査人による監査報告会に出席する等、各々監査主体としての独立性を維持しつつも、相互に連携・協力し、監査の効率性、実効性を高める努力を行っております。

監査等委員は取締役会の他、経営の重要会議に出席し、取締役の業務執行状況を監査・監督するとともに、内部監査部門である監査法務部と密接に連携し、内部統制状況、コンプライアンスの状況など必要な監査を実施しております。

監査法務部は監査等委員会に対して年次業務監査計画および結果や社内外の諸情報を報告するなど監査等委員会業務を補佐しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

業務執行取締役の報酬は月額報酬である基本報酬および業績連動報酬により構成されております。基本報酬は役位ごとの役割の大きさや責任範囲に応じて支給しており、業績連動報酬は短期および中期の会社業績を勘案して支給することとしております。なお、非業務執行取締役については独立性確保の観点から基本報酬のみとしております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成28年1月期に支払った役員報酬は以下の通りです。
取締役(8名)に支払った報酬額 142百万円(うち社外取締役を支払った報酬額 3百万円)
監査役(4名)に支払った報酬額 40百万円(うち社外監査役を支払った報酬額 6百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

株主総会で議決された報酬限度額の範囲内で、取締役(監査等委員である取締役を除く)については取締役会による協議により、また監査等委員である取締役は監査等委員会の協議により決定しております。業務執行取締役の報酬は月額報酬である基本報酬および業績連動報酬により構成されています。基本報酬は役位ごとの役割の大きさや責任範囲に応じて支給しており、業績連動報酬は短期および中期の会社業績を勘案して支給することとしております。なお、非業務執行取締役については独立性確保の観点から基本報酬のみとしております。

【社外取締役のサポート体制】

取締役は、その職務の遂行に必要な情報について、関連する部門へ情報や資料を求め、情報提供を求められた部門は、要請に基づく情報や資料を適宜提供しています。

社外取締役については、常勤監査等委員および人事総務部がその支援を行っています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(1)概要

取締役会は、原則毎月開催し、重要事項はすべて付議され、また業務執行状況を監督しております。監査等委員会は、原則毎月開催し、法令および定款に定められた事項ならびに重要な監査業務に関する事項について協議してまいります。また、監査等委員は取締役会の他、経営の重要会議に出席し、取締役の業務執行状況を監査・監督するとともに、内部監査部門である監査法務部と密接に連携し、内部統制状況、コンプライアンスの状況など必要な監査を実施してまいります。

コンプライアンスに関しましては、企業倫理を重視した経営を進めるため、「企業倫理ガイドライン」を制定し徹底に努めております。

また、全取締役、主要部門長からなる経営管理会議を隔月で開催し、業務の進捗状況の確認、分析および具体的対策の検討を行っております。

(2)監査基準等

「監査等委員会監査等基準」を制定し、監査体制のあり方、監査に際しての基準、行動指針等を定めております。

(3)監査の状況

監査等委員会 社内取締役(常勤)1名、社外取締役2名(社外取締役のうち1名は女性であります)

監査法務部 2名

内部監査委員会 11名

公認会計士の氏名・継続監査年数等

会計監査人につきましては、有限責任監査法人トーマツを選任しており、監査業務を執行した公認会計士は以下のとおりであります。継続監査年数が7年を超える者はおりません。

指定有限責任社員 業務執行社員 森村圭志氏

指定有限責任社員 業務執行社員 西方 実氏

なお、監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他6名、計12名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社が監査等委員会設置会社に移行した理由は、取締役会において議決権のある監査等委員である取締役を置くことにより、取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスのより一層の充実と経営のさらなる効率化を図るためであります。定款の定めにより、取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができるとしており、迅速・機動的な経営判断を行える体制をとっております。

重要事項は原則として取締役会に付議されております。意思決定と業務執行の分離については、当社の取締役は監査等委員3名を含め9名と少人数であり、取締役会も前事業年度は12回開催しており、意思決定のスピードに特に支障はないものと考えております。また、取締役、主要部門長からなる経営管理会議を隔月で開催し、業務の進捗状況の確認、分析および具体的対策の検討を行っております。社外のチェックという観点からは、当社と利害関係のない社外の監査等委員による客観的、中立的な監査の実施に加え、社外取締役による経営全般の監督機能の面においても十分に機能する体制が整っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めており、法定期限より2日早く発送しております。
その他	株主の皆様への早期情報提供の取組みとして、招集通知の発送前開示を行っております。また、株主総会のビジュアル化を進めております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページに投資家情報として、決算情報、有価証券報告書、決算短信、株主通信、株主総会の招集通知・決議通知等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR担当役員のもと人事総務部にIR関連業務担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	CSR理念およびCSR方針を定め、当社ホームページに掲載しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は「地球環境とスイーツの共生」を理念に、地球環境を守るため、企業活動のあらゆる面で環境に配慮した取り組みを行い、次世代に負荷をかけることのないよう努力しております。 また、環境保全活動の一環として、西神第1工場屋上に太陽光発電装置を設置し、平成26年6月より売電を行っております。工場のLED化も西神工場、船橋工場、六甲アイランド工場で実施しております。
その他	当社は平成28年4月26日現在、女性の社外取締役を2名選任しております。 女性の活躍推進に注力しており、平成12年に人事総務部内でポジティブアクションプロジェクトチームを編成して、女性の意識向上を図るための教育プログラム『女性のためのマインドアップ研修』を実施するなど、様々な取り組みを行いました。 平成25年から第2期の活動を開始し、女性従業員へのアンケートやインタビューを実施、女性が能力を十分に発揮することができる職場環境や社内制度の整備に取り組んでおります。 また、女性活躍推進法への対応として、女性役職者の比率向上に向けた取り組みも行っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり、平成28年4月26日開催の取締役会において、内部統制システムについて決議しております。

1. 取締役および使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)取締役、従業員の職務執行の行動規範として、行動指針、企業倫理ガイドラインを定め、周知を図る。
- (2)社外取締役を置き、取締役の職務執行に対する監督機能を強化する。
- (3)法令、社内規定等の違反を報告するために通報者の保護を徹底した窓口を社内外に設け、違反等の早期発見に努める。
- (4)弁護士や警察と連携し、反社会的勢力との関係排除に努める。
- (5)内部監査部門を設け、監査等委員会と連携して内部監査を実施する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)社内規定を定め、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録し、適切に保存・管理する。
- (2)情報管理に関する規定を定め、情報セキュリティを適切に管理する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク管理に関する規定を定め、当社全体のリスクを網羅的・総括的に掌握し、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るために、取締役会直轄のリスクマネジメント委員会を設置し、リスクの特性に応じ適切に対応する。
- (2)経営に重大な影響を及ぼす不測の事態を想定して「危機管理マニュアル」を定め、緊急事態に迅速に対応するとともに、その予防策を講じるよう努める。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)「組織および職務分掌規定」「職務権限規定」において、適正な業務組織と分掌事項、各職位の責任・権限を定め、効率的な業務執行を行う。
- (2)中期経営計画および各年度予算を策定し、これを軸とした計画・実行・評価のマネジメントサイクルを確立する。
- (3)全社的な情報システム基盤を常に整備し、経営情報の正確かつ迅速な把握と伝達に資するとともに、業務の効率化を図る。

5. 企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社及び子会社を有していないため、該当事項はない。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項、および当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

- (1)監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置かないが、監査等委員会から要請がある場合には、内部監査部門が補助することとし、その要請された業務については取締役（監査等委員である取締役を除く。）から指揮命令を受けないことを、必要な規定に定める。

7. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1)取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、定款・法令に違反する事実、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見したときには監査等委員会に報告するとともに、監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められたときは、速やかに報告するよう、またその報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないことを規定に定める。
- (2)監査等委員会は内部監査部門と内部監査の結果等について適宜情報交換を行う。
- (3)監査等委員に取締役会以外の会議で実質的に経営の重要事項が審議される会議について出席する権限が与えられる等重要な情報を把握できる措置を採る。
- (4)内部通報窓口への通報内容は、監査等委員会に報告する。
- (5)監査等委員がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、「恐れない」、「金を出さない」、「利用しない」を基本原則とし、反社会的勢力との絶縁を「企業倫理ガイドライン」において表明しております。

また、反社会的勢力との関係遮断をさらに確実なものとするため、反社会的勢力対応基本原則を組み入れた「反社会的勢力との関係遮断宣言」を取締役会で決議し、周知徹底しております。さらに、不当要求防止責任者の設置、外部専門機関との連携、対応マニュアルの整備等、組織全体として対処できる体制を構築しております。

契約書等に「反社会的勢力排除条項」を盛り込み、反社会的勢力との取引関係自体の防止や取引が生じてしまった場合にも契約を解除できるようにしております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

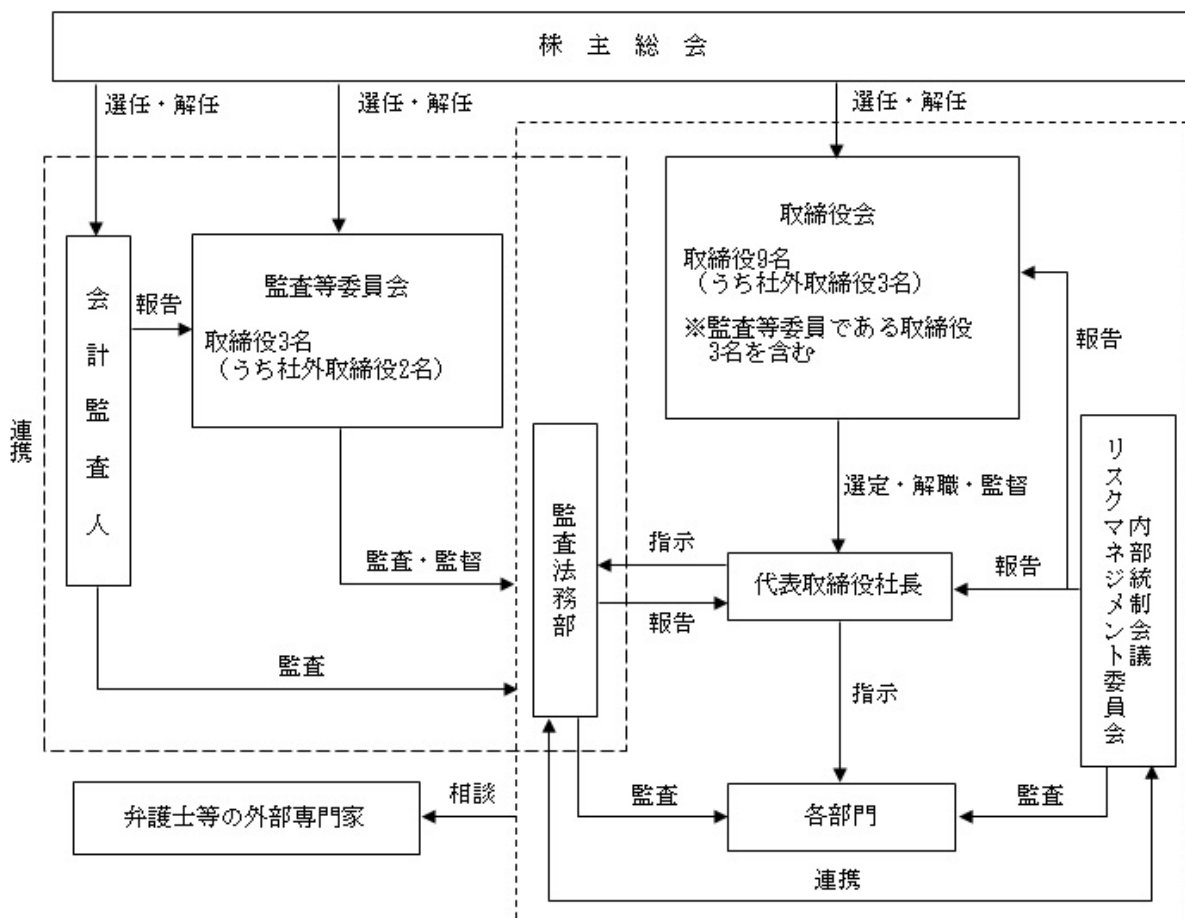
各関連部門からの情報は、経営統括本部（経営企画部、経理部、人事総務部、品質保証部、資材購買部）を中心に集積し、本部からの報告を受けた情報取扱責任者が情報開示の内容、方法等を決定しております。情報取扱責任者が重要と判断した決定事項につきましては、取締役会に付議・報告し、情報開示を行う体制を構築しております。

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

当社は監査等委員会設置会社であり、監査等委員は取締役会の他、経営の重要会議に出席し、取締役の業務執行状況を監査・監督するとともに、内部監査部門である監査法務部と密接に連携し、内部統制状況、コンプライアンスの状況など必要な監査を実施しております。

コンプライアンスに関しては、企業倫理を重視した経営を進めるため「企業倫理ガイドライン」を制定し徹底に努めており、同時に内部情報については「内部者取引（インサイダー取引）防止規定」及び「情報セキュリティ規定」を設け対応しております。

コーポレート・ガバナンス体制についての模式図



適時開示体制の概要（模式図）

